

# 石川県公報

令和3年3月30日

第13392号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示		公 告	
○電気工事士法に基づく電気工事士免状の交付、再交付及び書換えに関する事務の委託(消防保安課)	1	○生活保護法に基づき指定を受けた施術機関の施術所の廃止の届出(同)	3
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定(厚生政策課)	1	○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき指定を受けた施術機関の施術所の廃止の届出(同)	4
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定(同)	2	○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定の失効(薬事衛生課)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更の届出(同)	2	○令和2年度地籍調査事業計画の決定(農業基盤課)	4
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の所在地の変更の届出(同)	2	○石川県資源管理協定審査基準(水産課)	5
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出(同)	2	○県道の区域の変更(道路整備課)	5
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出(同)	3	○県道の供用の開始(同)	6
○医療扶助のための施術を担当させる機関の指定(同)	3	○一般国道の供用の開始(同)	6
○医療支援給付のための施術を担当させる機関の指定(同)	3	○道路の占用を制限する区域の指定(同)	6
		○公有水面埋立ての免許の出願(河川課)	7
		○都市計画事業の認可(都市計画課)	9
		○都市計画事業の事業計画の変更の認可(同)	9
		○指定代理金融機関の指定の廃止(出納室)	9
		○指定代理金融機関の指定(同)	9
		公 告	
		○農用地利用配分計画の認可公告(農業政策課)	10

## 告 示

### 石川県告示第100号

電気工事士法(昭和35年法律第139号)第4条第7項に規定する電気工事士免状の交付、再交付及び書換えに関する事務を石川県電気工事工業組合に次のとおり委託した。

令和3年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 委託に係る免状交付事務の内容  
第一種電気工事士免状及び第二種電気工事士免状の交付、再交付及び書換えに関する事務
- 委託に係る免状交付事務を処理する場所  
金沢市新保本4丁目65番22 石川県電気工事工業組合金沢本部  
七尾市寿町112番3号 石川県電気工事工業組合能登本部  
小松市向本折町ネ88番地 石川県電気工事工業組合加南本部
- 委託期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

### 石川県告示第101号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
クスのアオキ横江薬局	白山市横江町土地区画整理事業施行地区内6街区11番	令和3年2月1日
クスのアオキサンパーク辰口薬局	能美市辰口町505番地	〃
合同会社 スマイルケア 福風訪問看護ステーション	鳳珠郡穴水町字川島サ54-1 西川川島アパート1階	令和3年2月22日

## 石川県告示第102号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
クスのアオキ横江薬局	白山市横江町土地区画整理事業施行地区内6街区11番	令和3年2月1日
クスのアオキサンパーク辰口薬局	能美市辰口町505番地	〃
合同会社 スマイルケア 福風訪問看護ステーション	鳳珠郡穴水町字川島サ54-1 西川川島アパート1階	令和3年2月22日

## 石川県告示第103号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

令和3年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者名称	事 業 所		変更年月日
	名 称	所 在 地	
医療法人社団良俊会	新	七尾市万行二丁目66番地	令和2年12月20日
	旧	七尾市万行町5-65-5	

## 石川県告示第104号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

令和3年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者名称	事 業 所		変更年月日
	名 称	所 在 地	
医療法人社団良俊会	新	七尾市万行二丁目66番地	令和2年12月20日
	旧	七尾市万行町5-65-5	

## 石川県告示第105号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和3年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
社会福祉法人南陽園 身体障害者療護施設 夢ようようメディカルセンター	加賀市潮津町ム59番地1	平成27年4月30日
クスリのアオキ辰口薬局	能美市辰口町965番	令和3年1月31日

## 石川県告示第106号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和3年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
社会福祉法人南陽園 身体障害者療護施設 夢ようようメディカルセンター	加賀市潮津町ム59番地1	平成27年4月30日
クスリのアオキ辰口薬局	能美市辰口町965番	令和3年1月31日

## 石川県告示第107号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
中 村 欣 史	なかむら接骨院	能美市大成町二丁目70番地3	令和3年2月5日
伊 藤 忠 弘	小松らく〜だ治療院	小松市小馬出町122	令和3年2月24日
南 裕 也	小松らく〜だ治療院	〃	〃
堤 大 輝	小松らく〜だ治療院	〃	〃

## 石川県告示第108号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
中 村 欣 史	なかむら接骨院	能美市大成町二丁目70番地3	令和3年2月5日
伊 藤 忠 弘	小松らく〜だ治療院	小松市小馬出町122	令和3年2月24日
南 裕 也	小松らく〜だ治療院	〃	〃
堤 大 輝	小松らく〜だ治療院	〃	〃

## 石川県告示第109号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術機関から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和3年3月30日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

氏 名 (名 称)	所 在 地	廃止年月日
中 村 欣 史 (中村接骨院)	能美市寺井町口68番地1	平成24年3月31日

**石川県告示第110号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により指定を受けた施術機関から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和3年3月30日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

氏 名 (名 称)	所 在 地	廃止年月日
中 村 欣 史 (中村接骨院)	能美市寺井町口68番地1	平成24年3月31日

**石川県告示第111号**

石川県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失ったので告示する。

令和3年3月30日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

## 1 失効した知事指定薬物の名称

- (1) N- (1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル) -1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類
- (2) 1- [1- (3-フルオロフェニル) シクロヘキシル] ピペリジン及びその塩類
- (3) 3- {2- [エチル (プロピル) アミノ] エチル} -1H-インドール-4-イル=アセテート及びその塩類
- (4) エチル= (R) -2- (4-フルオロフェニル) -2- [(R) -ピペリジン-2-イル] アセテート、エチル= (S) -2- (4-フルオロフェニル) -2- [(S) -ピペリジン-2-イル] アセテート及びそれらの塩類
- (5) エチル= (R) -2- (4-フルオロフェニル) -2- [(S) -ピペリジン-2-イル] アセテート、エチル= (S) -2- (4-フルオロフェニル) -2- [(R) -ピペリジン-2-イル] アセテート及びそれらの塩類

## 2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に掲げる薬物に該当すると認められるに至ったため

## 3 失効の日

令和3年3月25日

## 4 罰則の適用

条例第24条から第28条までの規定は、上記の知事指定薬物の指定がその効力を失う前にした当該知事指定薬物に係る行為についても、適用する。

**石川県告示第112号**

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により、令和2年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

令和3年3月30日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
白 山 市	木滑地区 鶴来Ⅰ地区	令和3年3月22日から 令和4年3月31日まで
中 能 登 町	最勝講Ⅱ地区	令和3年3月22日から 令和3年7月31日まで
	能登部Ⅷ-1地区 一青Ⅳ地区	令和3年3月22日から 令和3年7月30日まで

### 石川県告示第113号

石川県資源管理協定審査基準を次のとおり定める。

令和3年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県資源管理協定審査基準

(趣旨)

第1条 漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第125条及び漁業法施行規則(令和2年農林水産省令第47号)第37条の規定に基づき、法第124条第1項の協定の認定に関して必要な基準については、この告示の定めるところによる。

(認定基準)

第2条 知事は、法第124条第1項の認定の申請に係る協定の内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、同項の認定をするものとする。

- (1) 資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)又は石川県資源管理方針(令和2年石川県告示第396号)に照らして適当なものであること(協定が対象とする水産資源について資源管理基本方針に定められた法第11条第2項第2号の資源管理の目標の達成に向け効果的なもの又は石川県資源管理方針に定められた資源管理の方向性に沿った取組であると認められる資源管理措置が含まれているものであること)。
- (2) 不当に差別的でないこと。
- (3) 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。
- (4) 特定水産資源を対象とする協定にあっては、当該特定水産資源に係る知事管理漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うために効果的なものと認められるものであること。
- (5) 特定水産資源以外の水産資源を対象とする協定にあっては、法及び法に基づく命令その他関係法令により漁業者が遵守しなければならない措置以外に当該水産資源の保存及び管理に効果的と認められる措置(少なくとも当該協定に参加している者自らによる、当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告といった措置)が定められていること。
- (6) 法第124条第2項第4号及び第5号に掲げる事項の内容が、当該協定に参加している者に過重な負担を課すものでないこと。

附 則

この告示は、令和3年4月1日より施行する。

### 石川県告示第114号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和3年3月30日から同年4月13日まで縦覧に供する。

令和3年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の 縦覧場所	
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)		延長(m)
福浦港中島線	七尾市中島町土川イ10番地先から	旧	5.30~11.05	220.0	中能登土木 総合事務所 維持管理課
	七尾市中島町土川耕19番1地先まで	新	8.10~13.65	220.0	

## 石川県告示第115号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。  
なお、その関係図面は、令和3年3月30日から同年4月13日まで縦覧に供する。

令和3年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の 縦覧場所
金沢停車場線	金沢市武蔵町425番1地先から 金沢市本町一丁目1番1地先まで	令和3年3月30日	県央土木 総合事務所 維持管理課
福浦港中島線	七尾市中島町土川イ10番地先から 七尾市中島町土川耕19番1地先まで	〃	中能登土木 総合事務所 維持管理課

## 石川県告示第116号

次のとおり一般国道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、令和3年3月30日から同年4月13日まで縦覧に供する。

令和3年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の 縦覧場所
249号	輪島市長井町壱九字8番1地先から 輪島市下黒川町壱四字122番1地先まで	令和3年3月30日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
〃	輪島市下黒川町壱四字63番1地先から 輪島市下黒川町壱参字18番1地先まで	〃	〃
〃	輪島市下黒川町壱参字18番1地先から 輪島市下黒川町29番地先まで	〃	〃

## 石川県告示第117号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。  
なお、その関係図面は、令和3年3月30日から同年4月13日まで縦覧に供する。

令和3年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	関係図面の縦覧場所
一般国道	249号	輪島市長井町壱九字8番1地先から 輪島市下黒川町壱四字122番1地先まで	奥能登土木総合事務所維持管理課
〃	〃	輪島市下黒川町壱四字63番1地先から 輪島市下黒川町壱参字18番1地先まで	〃
〃	〃	輪島市下黒川町壱参字18番1地先から 輪島市下黒川町29番地先まで	〃
県道	金沢停車場線	金沢市武蔵町425番1地先から 金沢市本町一丁目1番1地先まで	県央土木総合事務所維持管理課
〃	福浦港中島線	七尾市中島町土川イ10番地先から 七尾市中島町土川耕19番1地先まで	中能登土木総合事務所維持管理課

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和3年3月30日

石川県告示第118号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があった。

なお、同法第3条第1項の規定により、同法第2条第2項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、令和3年3月30日から同年4月19日まで石川県土木部河川課及び石川県中能登土木総合事務所維持管理課において縦覧に供する。

令和3年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 出願年月日

令和3年2月17日

2 出願者の名称

石川県

3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

七尾市庵町テ4-2番及び5番の各地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次直線で結んだ線及び㊸の地点と㊹の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

㊹の地点 庵町原点（北緯37度03分13.61秒、東経137度02分59.67秒）から174度09分49秒11.657メートルの地点

㊺の地点 ㊹の地点から 232度40分27秒 7.794メートルの地点

㊻の地点 ㊺の地点から 207度07分09秒 22.117メートルの地点

㊼の地点 ㊻の地点から 205度48分19秒 22.516メートルの地点

㊽の地点 ㊼の地点から 194度33分57秒 5.602メートルの地点

㊾の地点 ㊽の地点から 134度05分03秒 0.011メートルの地点

㊦の地点	㊧の地点から	43度50分04秒	2.343メートルの地点
㊨の地点	㊦の地点から	37度40分11秒	10.046メートルの地点
㊩の地点	㊨の地点から	33度13分39秒	10.045メートルの地点
㊪の地点	㊩の地点から	27度28分00秒	5.022メートルの地点
㊫の地点	㊪の地点から	27度27分34秒	5.042メートルの地点
㊬の地点	㊫の地点から	23度05分36秒	7.149メートルの地点
㊭の地点	㊬の地点から	30度58分27秒	8.294メートルの地点
㊮の地点	㊭の地点から	14度43分57秒	3.532メートルの地点
㊯の地点	㊮の地点から	14度41分48秒	6.243メートルの地点

## ウ 面積

236.92平方メートル

## (2) 埋立てに関する工事の施行区域

## ア 位置

七尾市庵町テ3番、4-1番、4-2番、5番及び庵町ア190番、191番の各地先国有海浜地内及び同地先公有水面

## イ 区域

次の各地点を順次直線で結んだ線及び㊸の地点と㊱の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

㊱の地点 庵町原点(北緯37度03分13.61秒、東経137度02分59.67秒)から122度21分22秒1.954メートルの地点

㊲の地点	㊱の地点から	234度45分50秒	5.829メートルの地点
㊳の地点	㊲の地点から	283度37分44秒	5.219メートルの地点
㊴の地点	㊳の地点から	209度26分09秒	6.476メートルの地点
㊵の地点	㊴の地点から	209度25分41秒	5.635メートルの地点
㊶の地点	㊵の地点から	209度25分40秒	10.184メートルの地点
㊷の地点	㊶の地点から	203度13分42秒	6.078メートルの地点
㊸の地点	㊷の地点から	218度28分07秒	3.842メートルの地点
㊹の地点	㊸の地点から	218度28分07秒	6.409メートルの地点
㊺の地点	㊹の地点から	224度51分44秒	5.882メートルの地点
㊻の地点	㊺の地点から	188度58分24秒	4.988メートルの地点
㊼の地点	㊻の地点から	186度43分23秒	3.628メートルの地点
㊽の地点	㊼の地点から	186度43分23秒	5.308メートルの地点
㊾の地点	㊽の地点から	210度33分23秒	0.123メートルの地点
㊿の地点	㊾の地点から	210度33分23秒	16.813メートルの地点
①の地点	㊿の地点から	231度44分34秒	0.537メートルの地点
②の地点	①の地点から	231度44分34秒	10.044メートルの地点
③の地点	②の地点から	230度51分50秒	8.922メートルの地点
④の地点	③の地点から	151度30分37秒	8.129メートルの地点
⑤の地点	④の地点から	97度56分47秒	9.926メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から	52度43分19秒	13.466メートルの地点
⑦の地点	⑥の地点から	51度09分14秒	14.722メートルの地点
⑧の地点	⑦の地点から	44度41分49秒	15.136メートルの地点
⑨の地点	⑧の地点から	33度49分16秒	20.563メートルの地点
⑩の地点	⑨の地点から	19度37分02秒	35.920メートルの地点
⑪の地点	⑩の地点から	333度14分05秒	21.120メートルの地点
⑫の地点	⑪の地点から	179度31分24秒	0.750メートルの地点
⑬の地点	⑫の地点から	181度29分22秒	3.592メートルの地点
⑭の地点	⑬の地点から	191度41分58秒	5.268メートルの地点

## ウ 面積

2,279.18平方メートル

## 4 埋立地の用途

一般県道庵鶴浦大田新線道路整備用地

## 石川県告示第119号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次の都市計画事業を認可した。

令和3年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業地	事業施行期間
羽 昨 市	羽昨都市計画道路事業 3・5・3号 川原町線 3・5・2号 南通り線	(1) 収用の部分 羽昨市川原町テ 地内 (2) 使用の部分 なし	令和3年3月30日から 令和8年3月31日まで

## 石川県告示第120号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業地	事業施行期間
金 沢 市	金沢都市計画下水道事業金沢市公共下水道	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	昭和37年4月1日から 令和6年3月31日まで

## 石川県告示第121号

指定代理金融機関の指定（昭和54年石川県告示第683号）は、令和3年3月31日限り廃止する。

令和3年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 石川県告示第122号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第1項の規定により、指定代理金融機関を次のとおり定め、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 指定代理金融機関名

東日本信用漁業協同組合連合会

## 2 所在地

千葉県千葉市中央区新宿2丁目3番8号

## 3 指定代理金融機関に取り扱わせる収納及び支払の事務の範囲

石川県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年石川県規則第60号）第1条の規定による貸付金の貸付けのための支払事務及び公金の収納事務

## 4 取り扱わせる店舗の範囲

石川支店（営業店及び代理店にあっては、支払を除く。）

## 5 取引庁名

県庁

**公 告**

## 農用地利用配分計画の認可公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和3年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
竹森 弘	鳳珠郡穴水町	鳳珠郡穴水町字七海い12番ほか7筆
株式会社 あすなろファーム	鳳珠郡穴水町	鳳珠郡穴水町字下唐川ろ37番2ほか106筆
横川 善一	羽咋市	羽咋市本江町の11番
西川 良幸	かほく市	かほく市大崎七字24番ほか11筆
泉 雄一	輪島市	輪島市町野町川西瑞穂152番ほか15筆
上野 宏弥	輪島市	輪島市町野町川西瑞穂172番ほか4筆
名木 進	輪島市	輪島市町野町川西瑞穂159番ほか4筆
谷内 正之	輪島市	輪島市町野町川西瑞穂180番ほか1筆
農事組合法人 千耕	小松市	小松市千代町平74番1ほか1筆
北本 伊志	小松市	小松市千代町元19番
有限会社 北本農園	小松市	小松市千代町成74番1ほか5筆
株式会社 北村農産	小松市	小松市古府町亥25番1ほか43筆
土井 育男	能美市	能美市徳久町12番地ほか3筆
宇野 吉秀	能美市	能美市徳久町7番地ほか4筆

## 2 認可年月日

令和3年3月30日